

# 令和 7 年度税制改正に関する要望

令和 6 年 7 月  
生命保険協会

# 令和7年度税制改正に関する要望項目一覧

## 【重点要望項目】

◎ 人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充すること

- 令和6年度税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定すること

(所得税法第76条)

### 現行制度の適用限度額

所得税 合計適用限度額	12万円	平成24年1月からの契約
一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険
4万円	4万円	4万円

### 改正要望

#### 子育て世帯の万が一への備えに対する自助努力支援を拡充

##### 子を扶養する場合

一般生命保険

6万円

+2万円上乗せ

23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険枠の所得税・適用限度額に関して2万円の上乗せ措置を講ずるなど、税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定すること

## 【その他の要望項目】

### I. 企業年金保険関係

- 公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること
- 働き方に中立的な税制の構築に向けた税制改正の議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税の在り方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起きないよう、一体的・慎重に議論を行うこと
- 確定給付企業年金制度について、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること
- 企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し（脱退一時金）について支給要件を緩和すること

### II. 生命保険契約関係

- 遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

### III. 資産運用関係

- 不動産関連税制の総合的見直しを図ること

### IV. その他

- 生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること
- 破綻保険会社等から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を恒久化すること、少なくとも措置期間を延長すること
- インボイス制度に関するさらなる簡素化等の措置を講じること

# 要 理 由

## 重点要望項目

◎人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充すること

—令和6年度税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定すること

生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度として、生命保険料控除制度があります（図表1）。

生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・介護医療保障・老後保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度です。遺族保障については、残された遺族の将来の生活費や将来の子どもの教育費用のために必要な資金を確保するために重要な保障であり、加えて、人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などへの自助による備えが一層重要になっています。

生命保険料控除制度の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても将来に向けた保障や資産形成への備えを継続させ、また各種リスクに対する備えを充実させるための一助となることから、国民生活の安定・持続可能な社会保障制度への貢献を通じて、安心社会の実現に資するものと考えます。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的であることは不可欠であり、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

## 1. 国民生活の安定や経済の活性化に資する生命保険の役割

国民生活には、「死亡」「介護」「病気・ケガ」「老後の資金不足」といったリスクが存在します。生命保険は、加入者間の「相互扶助」の原理により、これらのリスクに対する保障を提供することで、国民生活の安定に寄与しています。

また、将来不安の軽減に伴う個人消費の増加、保険契約者からお預かりした保険料が国債・株式・不動産等へ投資されること等を通じて、資金循環を促進し、経済の活性化に貢献していることに加え、円滑な財政運営にも寄与しています(図表2、図表3)。

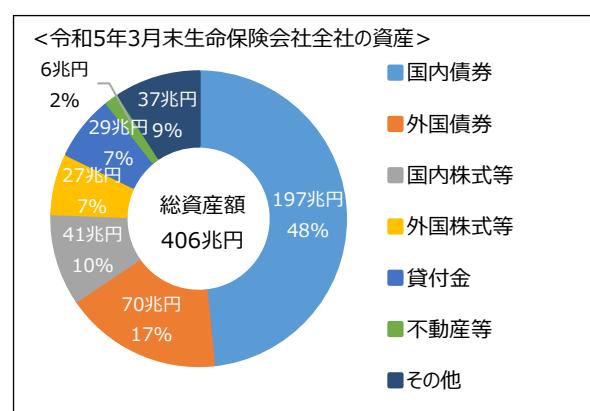
経済・社会構造の変化や生活保障ニーズの多様化に伴い、生命保険のカバーする領域は徐々に広がってきています。人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、生命保険の果たす役割は、今後、ますます増していくものと考えられます。

(図表1) 現行の生命保険料控除制度

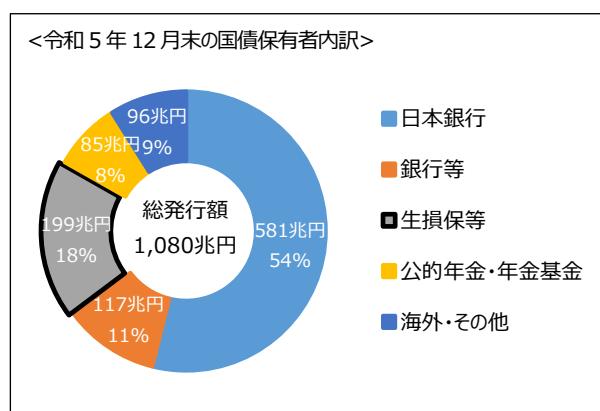
現行制度の控除限度額		
合計控除額	平成24年1月からの契約 所得税12万円 地方税7万円	
一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険
所得税 4万円	4万円	4万円
地方税 2.8万円	2.8万円	2.8万円
<b>遺族保障</b>	<b>介護保障</b> <b>医療保障</b>	<b>老後保障</b>

※ 平成23年12月までの契約の現行制度の控除限度額は生命保険料控除が所得税5万円、地方税3.5万円、個人年金保険料控除が所得税5万円、地方税3.5万円となっている

(図表2) 生命保険会社の資産の投資先



(図表3) 国債の保有者別内訳



(令和5年3月末生命保険事業概況) (財務省HP 国債等の保有者別内訳(令和5年12月末速報))

## 2. 社会保障制度改革における自助努力の重要性と自助努力支援の必要性

近年、我が国では人口減少と少子高齢化が同時進行しています。医療・介護・年金等の社会保障給付費は現在年間およそ130兆円であり、この25年で約2倍に増大しています。今後も、高齢化の進展を受けて、特に医療・介護分野における更なる給付の増加が見込まれており、2040年には社会保障給付費が約190兆円程度に達すると推計されています（図表4）。

また、人口減少とともに高齢化が進むことで、現役世代（15～64歳）の人口全体に占める割合が減少しています。現在は国民の4人に1人が高齢者（65歳以上）ですが、2070年には国民の4割が高齢者となります。それに対し、現役世代の割合は現在の6割から2070年には5割に低下すると推計されており、高齢者1人を1.3人の現役世代が支える社会の到来が見込まれています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」）。これにより、社会保障給付費に充当される国的一般歳出の増大が懸念されます。

このような現状を踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方の見直しが喫緊の課題とされています。

平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」、そして「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時にい、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」と規定されました。また、令和2年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」においては、我が国は人生100年時代を迎えていくとの認識のもと、社会保障制度を持続させるために、「高齢者」や「現役世代」についての画一的な捉え方を見直し、年齢ではなく負担能力に応じた負担を求めて全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」への改革を進めていくことが打ち出されました。

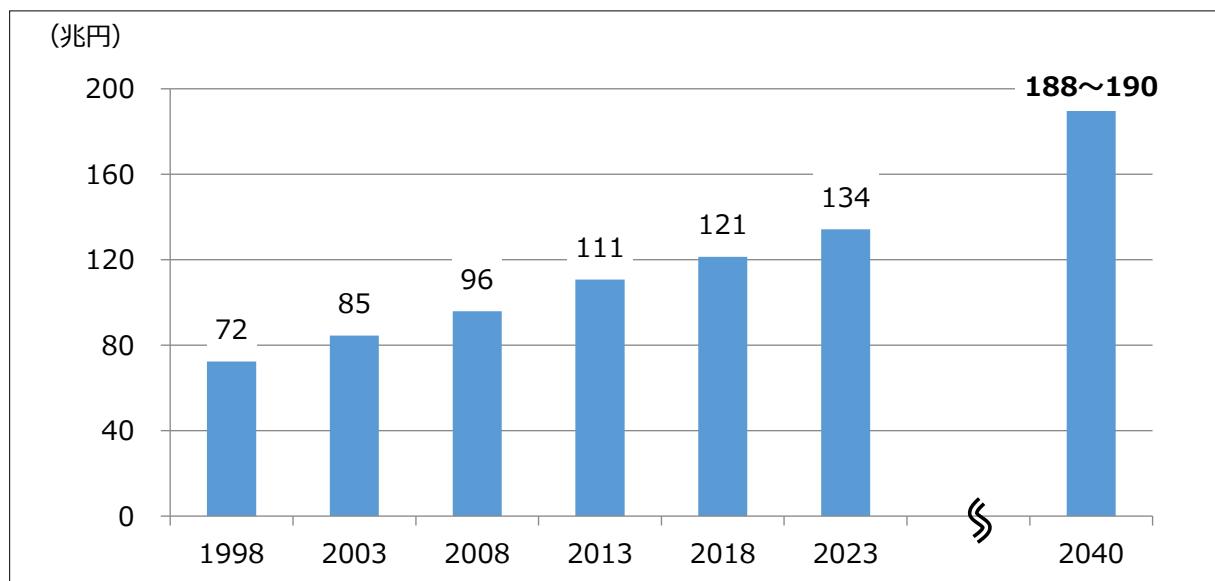
社会保障制度改革を考える上では、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化、国・地方財政等の状況を踏まえると、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障・私的保障のそれぞれが、各役割を果たし、補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制（図表5）を構築することが重要となります。少子高齢化に伴う社会保障給付費の増加、多様化する国民の生活保障ニーズ、負担能力に応じた負担への移行等、社会保障制度を取り巻く状況から、加入者間の「相互扶助」の原理により保障を提供する生命保険に期待される「私的保障の支え手」としての役割は、社会保障制度改革を通じて、今後ますます大きくなっていくことになります。

そして、生命保険を通じて国民一人ひとりの自助努力を支援・促進する生命保険料控除制度は、これまで以上に大きな役割を担うものであり、国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、恒久的であることが不可欠です。また、国

民一人ひとりが私的保障により必要な備えを自ら行うことを促すための環境整備等の観点から、自助努力を支援する生命保険料控除制度を拡充していくことが必要です。

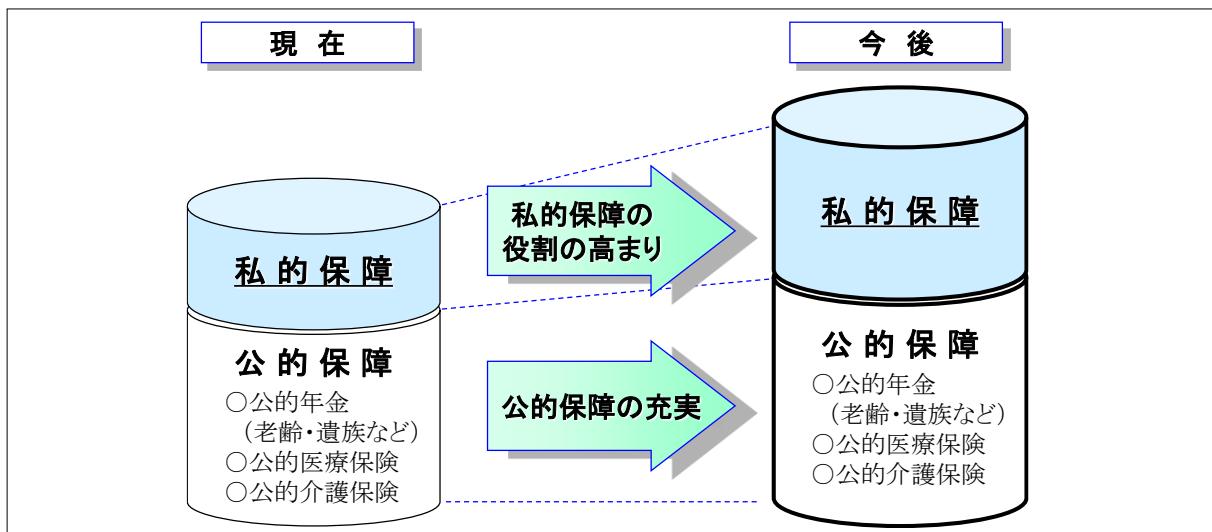
さらに、自助努力の喚起によって、国民自らがリスクを管理する意識を醸成することは社会保障制度改革に資することとなります。平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」においては、「個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めることとされています。生命保険料控除制度の拡充は、社会保障制度改革において我が国が行おうとしている自助努力の喚起を推し進めることにもなります。

(図表4)社会保障給付費の推移



(国立社会保障・人口問題研究所「令和3年度 社会保障費用統計」、2023年度：厚生労働省推計値（予算ベース）、2040年度：経済財政諮問会議「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）（平成30年5月）」における将来推計値)

(図表5)公私二本柱の生活保障



## (参考1)社会保障制度改革推進法（抜粋）

（基本的な考え方）

第2条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時にい、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

（平成24年8月10日成立）

## (参考2)持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抜粋）

（自助・自立のための環境整備等）

第2条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわりなく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等（次項において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。

- 2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。

（平成25年12月5日成立）

### 3. 多様化する生活保障ニーズに対応した自助努力支援制度の必要性

国民一人ひとりにとって必要な保障の種類、保障額は異なり、年齢や家族構成の変化などに伴って、生活保障ニーズも変化していきます。そのため、国民生活の安定に向けては、国民一人ひとりが、自身や家族にとって保障分野ごとに必要な保障を準備し、見直していくことが重要です。

例えば、日ごろの生活や将来に向けて不安に感じていることとしては、「自分の介護が必要となること」「年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること」は男性・女性の50代以降で多く、「自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること」は男性・女性の30代～50代で多くなっています。また、「老後の生活が経済的に苦しくなること」は、男性の50代、女性の40代～50代で多くなっています。このように年齢や性別によって不安を感じることには差異があり、ライフステージの変化によって必要とする保障も変化していきます（図表6）。こうした国民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月より、それまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が開始されています。

そして人生100年時代を迎えた今、平均寿命の伸長と働き方・ライフスタイルの多様化により、生活保障ニーズの多様化も一段と進展しています。生命保険はこうしたニーズに応えるため、進化を続けています。例えば、認知症に備える保険、精神疾患を含めた心身不調による長期療養に備える保険、日々の生活における健康維持・増進を後押しする保険などはその一例です。最近では、こうした保障に加え、認知症の理解および予防・共生や日々の健康増進・疾病予防を支援する情報提供、アプリ等を利用した生活習慣改善サポート、介護の相談・介護施設の紹介等の様々なサービスも合わせて、トータルで安心を提供しています。

現在、個人保険・個人年金保険にかかる保険金・給付金・年金は、合計で年間約14兆円（令和4年度）が支払われ、各分野で公的保障を補完しています（図表7）。

平成23年に発生した東日本大震災においては、生命保険が果たすべき社会的使命、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識されました。また、今後更なる少子高齢化の進展が見込まれる中、国民にとって老後の生活資金の確保は喫緊の課題となっており、個人年金保険等を活用した老後への備えの重要性は一層高まっています。

保障分野ごとの生命保険が全体として国民一人ひとりのニーズに沿った生活保障として機能し、国民が安定した生活を送るために、各分野において一層、国民の自助努力を促していく必要があります。

(図表6)生活上の不安項目

	自分自身に関する不安					(複数回答、単位:%)
	自分が病気や事故に あうこと	自分の介護が必要と なること	老後の生活が経済的に 苦しがなること	年をとって体の自由が きかなくなり、病気がち になること	自分の不慮の死により 家族の者に負担をかけ ること	
男性	56.1	40.1	33.5	40.6	32.1	
20歳代	48.9 ▲	20.0 ▲	27.7 ▲	25.5 ▲	24.3 ▲	
30歳代	58.5	32.7 ▲	33.5	32.4 ▲	38.2	
40歳代	60.8	34.9 ▲	37.1	38.1	41.1	
50歳代	57.5	48.3	46.9	48.3	39.1	
60歳代	55.7	49.3	34.1	47.6	28.2	
70歳代	53.7	46.3	23.9 ▲	43.8	24.4 ▲	
女性	58.7	46.9	42.3	45.9	31.7	
20歳代	52.9	22.4 ▲	37.1	24.3 ▲	24.8 ▲	
30歳代	61.5	35.5 ▲	44.3	38.0 ▲	36.3	
40歳代	65.2	43.8	50.9	45.7	39.5	
50歳代	62.2	53.9	49.6	52.2	36.8	
60歳代	57.2	57.0	42.8	53.1	29.9	
70歳代	51.6 ▲	53.1	29.3 ▲	48.7	21.8 ▲	

(印 : 全体に比べて統計的に有意に高いと認められる結果)  
 ▲印 : 全体に比べて統計的に有意に低いと認められる結果  
 □印 : 男性と女性の割合を比較した上で、統計的に有意に高いと認められる結果

(生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(図表7)生命保険による公的保障の補完

公的保障		給付事由	生命保険での補完
公的年金	老齢年金	老齢になったとき	個人年金
	遺族年金	死亡したとき	死亡保障
	障害年金	病気やケガで障害が残ったとき	就業不能・介護保障
公的医療保険		病気やケガで治療を受けたとき	医療保障
公的介護保険		所定の介護状態になったとき	就業不能・介護保障

生活保障に対する国民の意識のうち、遺族保障について、特に重要な子どもの扶養をしている国民においては、遺族の生活資金の備え等として平均2,289万円の死亡保険金が必要と考える一方、実際に加入している死亡保険金額は平均1,348万円であり、必要と考える死亡保険金額に比べて大きく不足している状況となっています（生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」データに基づき、大学生以下の扶養をしている対象について生命保険協会集計）。

被相続人（被保険者）が死亡した後も、主に配偶者や子ども、老齢の親など遺族の将来の生活費や、将来の子どもの教育費などが必要なため、死亡リスクへの備えの不足は、残された遺族の生活の困窮、希望する子どもの教育機会の損失を招く懸念があります。

子どもの教育機会の損失が起きると、将来の収入の減少につながり、次の世代の婚姻率の減少や、経済的な要因により希望する人数の子どもをもうけられないことにより、さらなる少子化の進展の連鎖や、日本経済の低迷などを招くこととなるため、これを回避するべく保障額の充足を図るためにには、より一層の支援が必要と考えられます。一般生命保険料控除の拡充により、これを支援することで、政府が掲げることもまんなか社会の実現にも寄与できるものと考えます。

病気やケガの治療に要する費用には公的医療保険によるサポートがありますが、自己負担分は多くの年代で上昇傾向にあることから、自助努力による病気等のリスクへの備えの重要性は増しています（図表8）。また、家族が所定の介護状態になった場合、介護サービスの利用に要する費用には公的介護保険によるサポートがありますが、一方で、自己負担分があるため介護サービスの利用料を捻出できずに介護離職される方もいると考えられます（図表9）。民間の介護保険給付をこれらの費用に充てることで、施設やサービスの利用により仕事と介護を両立しやすくなり、ひいては介護離職の防止にも貢献できるものと考えています。

また、人生100年時代を迎え、早い時期から少しづつでも自助努力による老後の資産形成をおこなうことが重要となっています。資産形成については、個人年金、NISA、iDeCo等、様々な方法があり、それぞれの特長に応じて活用することが肝要と考えますが、個人年金は老後の安全資産を確保する上で活用でき、残余分を安心して投資に回していただくといった点で大きく貢献できるものと認識しています。加えて、病気・ケガ・死亡といったリスクに備えておくことで、生活が安定し、長期間にわたる継続的な資産形成が可能になると考えています。このような観点からも、生命保険は貢献できるものと考えています。

加えて、生命保険文化センターの「令和4年度 生活保障に関する調査」によれば、遺族・医療・介護・老後保障の全てにおいて約4～8割の人が「公的保障のみでまかなえるとは思わない」と考えていることに加え、私的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約5～7割の人が「充足感がない」と考えており（図表10・図表11）、私的保障のより一層の充実が必要とされています。

一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、かつ平均加入金額も低下傾向にあり、国民全体の私的保障の準備不足が懸念されます（図表12・図表13）。

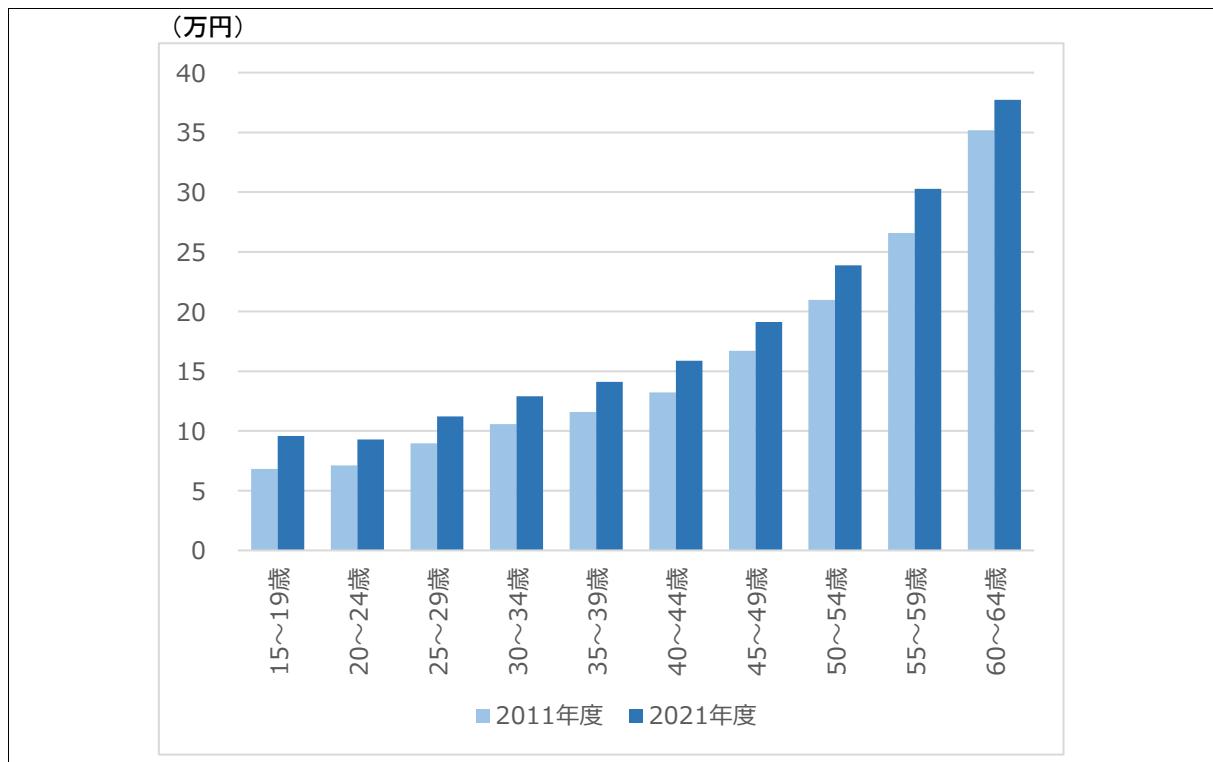
持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律には、「個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めると規定されています。生命保険は公的保障の補完として、国民一人ひとりのニーズに沿った多様なサービスを提供する最適な手段と考えられます。

遺族保障、介護医療保障、老後保障という生活保障すべてについて、今後も公的保障（社会保険）と私的保障（生命保険）が補完し合い、将来の生活不安を取り除く体制は重要です。

「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、公的保障を基盤とし、個々の重視するニーズに応じて私的保障を選択的に準備することで、多様な生活保障ニーズを充足することができます。

また、生命保険料控除制度の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても各種リスクに対する備えを充実させ、将来に向けた保障や資産形成を継続するための一助となることから、国民生活の安定・持続可能な社会保障制度への貢献を通じて、安心社会の実現に資するものと考えます。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的であることは不可欠であり、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

(図表8)1人当たりの医療費自己負担額



（厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」）

(図表9) 介護を機に離職した理由

理由	割合
仕事と「手助・介護」の両立が難しい職場だったため	59.4%
「手助・介護」をする家族・親族が自分しかいなかつたため	17.6%
自分の心身の健康状態が悪化したため	17.3%
自分の希望として「手助・介護」に専念したかったため	15.4%
施設へ入所できず「手助・介護」の負担が増えたため	15.0%
両立するための職場の両立支援制度や介護サービスを知らなかつたため	11.0%
在宅介護サービスを利用できず「手助・介護」の負担が増えたため	9.6%
自分の他に「手助・介護」する家族・親族はいるが、家族や親族からの理解・協力が十分に得られなかつた又は家族や親族が「手助・介護」に専念することを希望したため	9.4%
自分自身で「手助・介護」すると介護サービスなどの利用料を軽減できるため	8.4%
要介護者が「手助・介護」に専念することを希望したため	6.9%
「手助・介護」を機に辞めたが、理由は「手助・介護」に直接関係ない	6.6%
その他	4.1%

(株式会社NTTデータ経営研究所「仕事と介護の両立等に関する実態把握のための調査研究事業報告書」  
(令和元年度厚生労働省委託調査))

(図表10) 公的保障に対する考え方

必要な費用について「公的保障のみでまかなえるとは思わない」とした人の割合	
遺族保障	64.6 %
医療保障	43.4 %
介護保障	77.6 %
老後保障	73.9 %

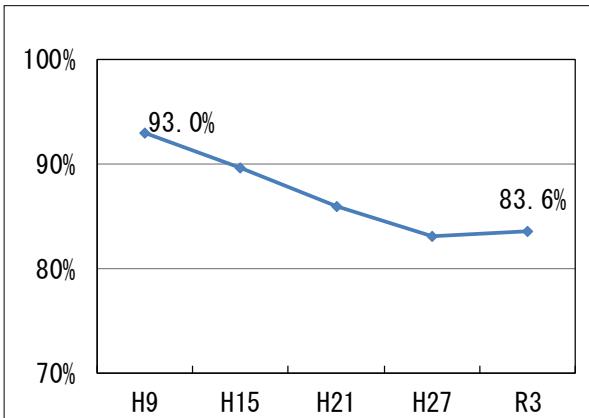
(生命保険文化センター  
「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(図表11) 経済的準備に対する充足感

私的準備に公的保障・企業保障を合わせた経済的準備に対する充足感で「充足感なし」とした人の割合	
遺族保障	52.5 %
医療保障	45.8 %
介護保障	70.0 %
老後保障	65.5 %

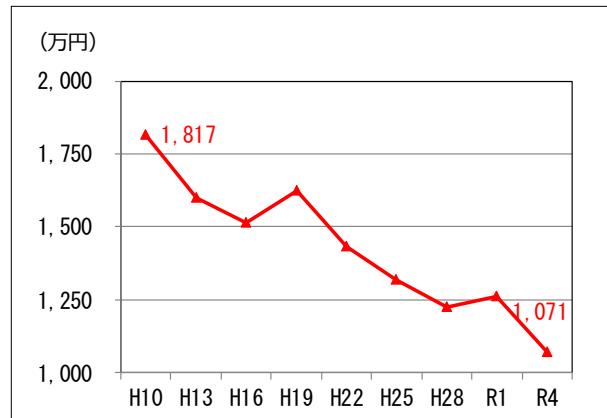
(生命保険文化センター  
「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(図表12) 生命保険の世帯加入率の推移



(生命保険文化センター  
「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」)

(図表13) 生命保険の平均加入額



(生命保険文化センター  
「令和4年度 生活保障に関する調査」)

#### 4. 必要となる所得控除限度額の水準

生命保険料控除制度は平成24年に改組され、所得控除限度額は一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除各4万円、全体の所得控除限度額は、12万円となっています。

平成24年の改組以前は、生命保険料控除額（新制度の一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計に相当）は昭和49年以降5万円、個人年金保険料控除額は平成2年に5万円とされてきました。昭和49年から令和5年までの間に消費者物価指数は約2倍となっています（図表14）。現在、政府はデフレからの脱却を図っており、それに呼応して日本銀行は、物価安定目標として消費者物価の前年比上昇率2%の目標を掲げているところであり、制度の推移と物価水準の均衡の観点から見た場合において、その拡充の必要性が高まっています。

前述のとおり、特に遺族保障充足の必要性が大きい子どもを扶養している国民は、平均2,289万円の死亡保険金が遺族の生活資金の備え等として必要と考えていますが、実際に加入している死亡保険金額は平均1,348万円です。必要と考える平均死亡保険金額は実際に加入している平均金額の約1.5倍強であり、大きな乖離があります（図表15）。このような環境の下、令和6年度税制改正大綱において、「所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずる」などの方向性で検討することが示され、「令和7年度税制改正において、結論を得る」こととされました。

以上を踏まえ、令和6年度税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定することを要望します。

(図表14)生命保険料控除制度の所得控除水準と消費者物価指数との比較

	昭和49年	…	平成2年	…	平成24年	…	令和5年
一般生命保険料控除 + 介護医療保険料控除	5万円	…	5万円	…	一般生命保険料控除 4万円 + 介護医療保険料控除 4万円		
個人年金保険料控除	—	…	5万円	…	4万円		
消費者物価指数	47.5	…	89.6	…	94.5	…	105.6

※総務省統計局ホームページより。令和2年を100とした時の指標。

(図表15)子育て世代が「必要と考える保険金額」と「実際の加入金額」の差

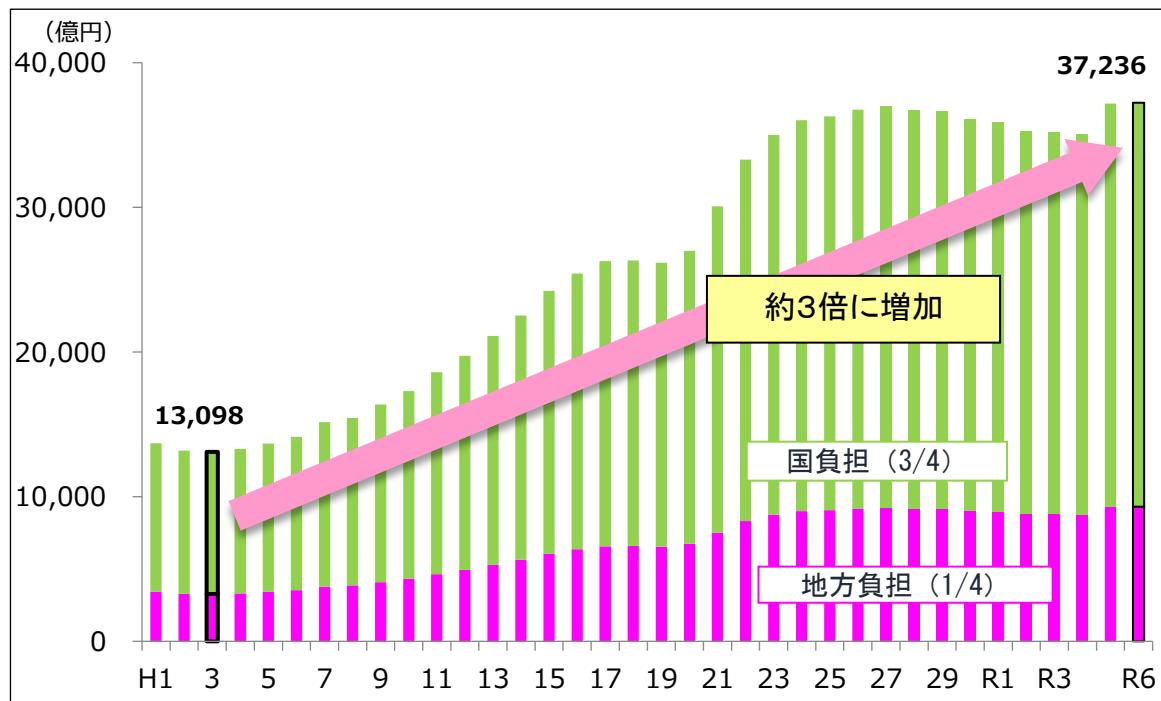


## 5. 国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実を支援・促進する制度としての役割を担っています。

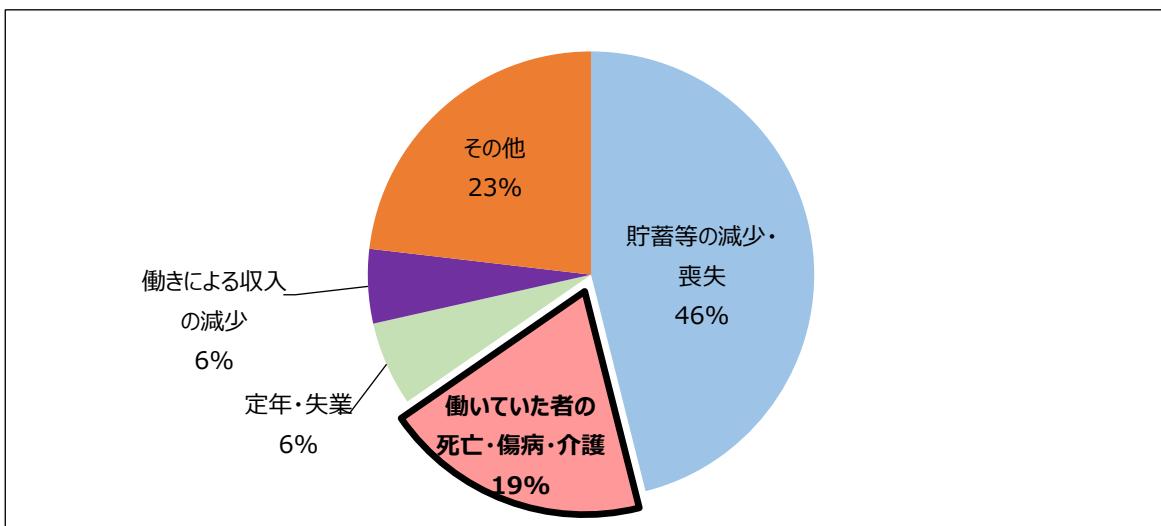
今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障に係る負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、国だけではなく、地方にとっても、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となります。また、国と同様に地方財政においても、社会保障給付費の増大は財政悪化の要因となっていますが、例えば、平成3年度以降増加傾向にあり、当時に比べ約3倍の水準にある生活保護費（図表16）の受給開始の主な理由には、貯蓄等の減少・喪失とともに働いていた者の死亡・傷病・介護があり（図表17）、健康な間にそれらの備えを十分に行うことができていれば生活保護の受給を回避できた方もいると思われます。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が補完し合って地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、また、地方財政の健全化のためには、国税（所得税）と同様に地方税（個人住民税）においても、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度である生命保険料控除制度は不可欠です。

(図表 1 6) 生活保護費の推移



(国立社会保障・人口問題研究所「生活保護」に関する公的統計データ一覧、厚生労働省公表資料)

(図表 1 7) 生活保護の開始理由 (令和 4 年度)



(厚生労働省「令和 4 年度被保護者調査」)

## その他の要望項目

### I. 企業年金保険関係

◎公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること

企業年金（確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、厚生年金基金）および個人型確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。

これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で積立金に特別法人税が課されることになっています（令和8年3月末まで課税凍結中）、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすことになります（図表18）。さらに、退職給付会計により企業年金の積立不足額が負債計上されるため、財務効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになります。

また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当該制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。

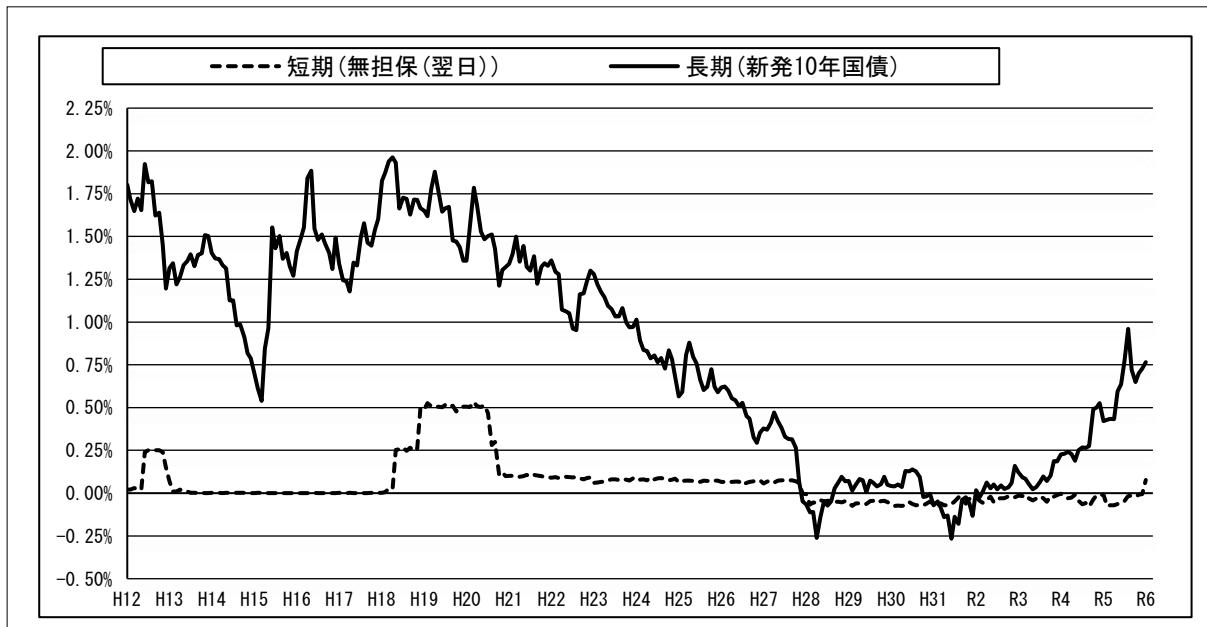
諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税している例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます（図表19）。

試算によれば、仮に特別法人税が復活した場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうことになります（図表20）。

今後、年金課税について、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討していくにあたっては、運用段階の課税である特別法人税について、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく撤廃を要望します。また、撤廃に至らない場合であっても、課税停止措置を延長することを要望します。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されることになっていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税についても撤廃を要望します。また、撤廃に至らない場合であっても、課税停止措置を延長することを要望します。

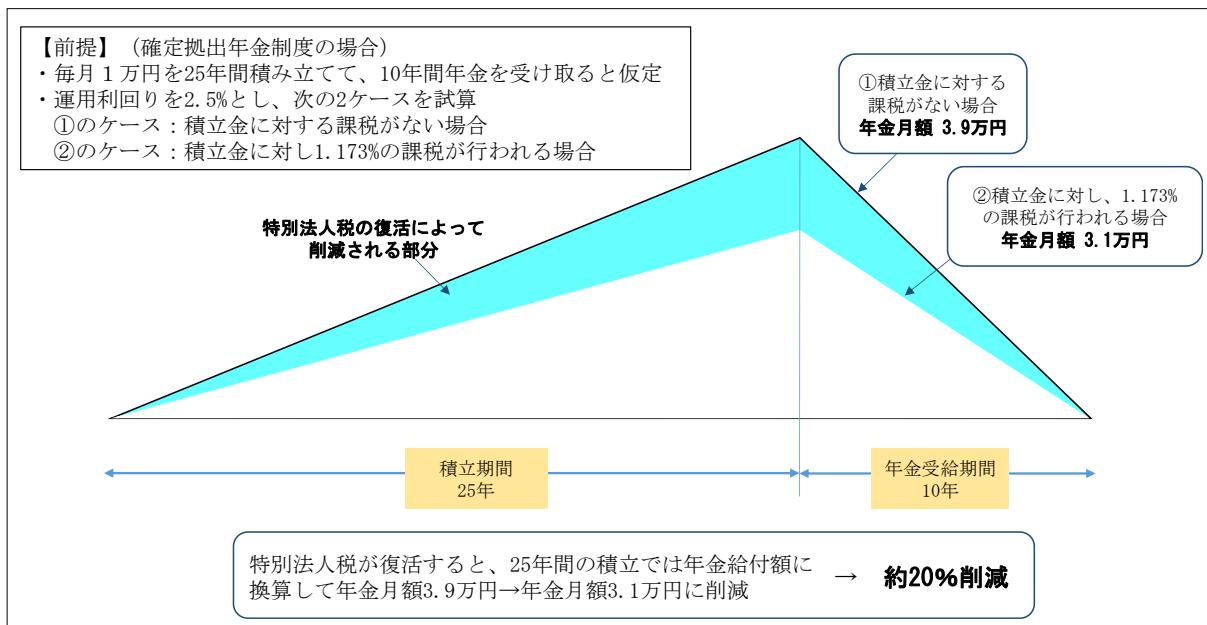
(図表 18) 短期・長期金利の推移



(図表 19) 主要各国の年金課税の原則

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	日本
拠出段階		非課税			
運用段階		非課税		課税	
給付段階			課税		

(図表 20) 特別法人税が復活した場合の年金給付額試算



◎働き方に中立的な税制の構築に向けた税制改正の議論、  
とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税の在り方について  
は、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進  
んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起  
きないよう、一体的・慎重に議論を行うこと

確定給付企業年金制度を含む企業年金は、新しい資本主義実現会議下の資産運用立国分科会で令和5年12月13日に取りまとめられた資産運用立国実現プランにおいては、公的年金の上乗せの給付を保障し、高齢期により豊かな生活を送るための制度として、また、「人への投資」の一環としても、重要な役割を担っていると位置づけられています。

そのような中、働き方やライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築に関する議論を進める中で、確定給付企業年金制度を含めた拠出限度額や中途引出し（脱退一時金）の在り方は、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、引き続きの検討課題とされています。

この点、確定給付企業年金制度は、従業員の老後の所得確保の側面のみならず、退職一時金制度由来の功労報奨的な側面や賃金の後払い的な側面等を有しているといわれ、従業員の資産形成や中途退職時の資金需要に対する一時的な所得確保等の様々な意義をもっています。また、その人事制度としての利便性の高さから、中小企業も含めて企業規模を問わず広く活用され、制度の普及につながってきた歴史があります。

そのため、労使合意を前提とした現状の自由な制度設計を妨げないことが、制度の普及・推進ひいては老後の所得確保などの従業員の資産形成につながるものと考えています。

仮に、確定給付企業年金制度に拠出限度額が設定されたり、中途引出しが制限されたりした場合、労使で合意された給付設計とすることができなくなり、確定給付企業年金制度が終了または縮小し、退職時給付が退職一時金制度に回帰することが懸念され、その結果として企業の倒産時に退職一時金を十分に受け取れない可能性がある等、従業員の受給権保護が後退する可能性があるものと考えられます。

従って、確定給付企業年金制度において現行のとおり、拠出限度額を設定しないこと、中途引出しを認める等の制度の前提を維持することが極めて重要だと考えており、働き方に中立的な税制の構築に向けた議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税のあり方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起きないよう、一体的・慎重に議論することを要望します。

## ◎確定給付企業年金制度について、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること

人生100年時代において、公的年金と相まって高齢期の所得を補完する私的年金の重要性が増していくことが見込まれる中、確定給付企業年金制度については、国民の多様なライフプランに寄り添う観点から、中途退職時の給付に加え、年金受取の選択肢の充実も期待されています。もっとも、自制度のみで多様な年金受取ニーズを満たすことは、選択肢の拡充に伴う年金受給者の管理負荷、年金受給者の増加に伴う長寿・財務・運用リスク等、事業主の制度維持コストや負債が増大するため、制度の持続性に悪影響を与える恐れがあります。

そこで、以下のような仕組みを導入することで、幅広い世代の国民の老後生活に寄与することができると考えます。

- ・年金受給者等に係る資産と債務の全部または一部を保険会社等の第三者に移転することで、事業主に新たなコスト・リスクが発生することを回避しつつ、現役世代も含めた制度の持続性を維持・向上させる仕組み
- ・退職時に生命保険会社が個人向けに提供している年金商品等を購入しやすくすることで加入者（受給者）の年金受取の選択肢を拡充する仕組み

上記を踏まえ、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入できるようにするため、年金支給義務等を移転する際の非課税措置や、確定給付企業年金制度等の一時金受給時に年金商品等を即時購入する際の非課税措置等を講ずること、および移転後の年金給付も、移転前同様、公的年金等控除の対象として担保される措置等を講ずることを要望します。

## ◎企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し (脱退一時金)について支給要件を緩和すること

企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は、通算拠出期間が短い（5年以下）または資産額が少額（25万円以下）であること等の要件を満たす場合に限るとされており、原則として60歳に達するまで給付を受けることができません。

外国籍加入者が帰国して厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合について通算拠出期間が短い、または資産額が少額である場合等に限った措置が、2022年5月に施行されましたが、それ以外の外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型・個人型確定拠出年金の加入資格がなく、加入者として掛金の追加拠出が出来ないにもかかわらず、個人別管理資産に手数料がかかり、場合によっては個人別管理資産が減少する方が発生することや、国外から日本に対して書面の手続きを行わなければならないこと等から、退職時に脱退一時金を受け取りたいというニーズがあります。

また、加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合に、一時金を速やかに受け取りたいというニーズがあります。

そのため、上記のような一定の要件を満たした場合に脱退一時金を支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します（図表21）。

(図表21)企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件の緩和

60歳未満の退職		
企業型 確定拠出年金制度	【現行】 脱退一時金支給原則不可	【要望】 一定の要件*を満たした 場合に脱退一時金支給可

\*外国籍加入者の国外転居や加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合

## II. 生命保険契約関係

- ◎ 遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い状況（52.4%、生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」より）となっています。こうした状況が示すように、生命保険は被相続人（被保険者）の死亡により生じる、残された家族の経済的負担に備えるために加入するものであり、死亡保険金は「加入」という被相続人の明確な意思に基づき支払われた保険料によって準備され、遺族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とはその位置付けが大きく異なるものです。また、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が活用されており（図表22）、その社会的重要性が広く認められているところです。また、平成27年に相続税の基礎控除が引き下げられ、相続税の課税対象となる人が増えていることから、遺族の生活準備資金としての死亡保険金の重要性は増しています。

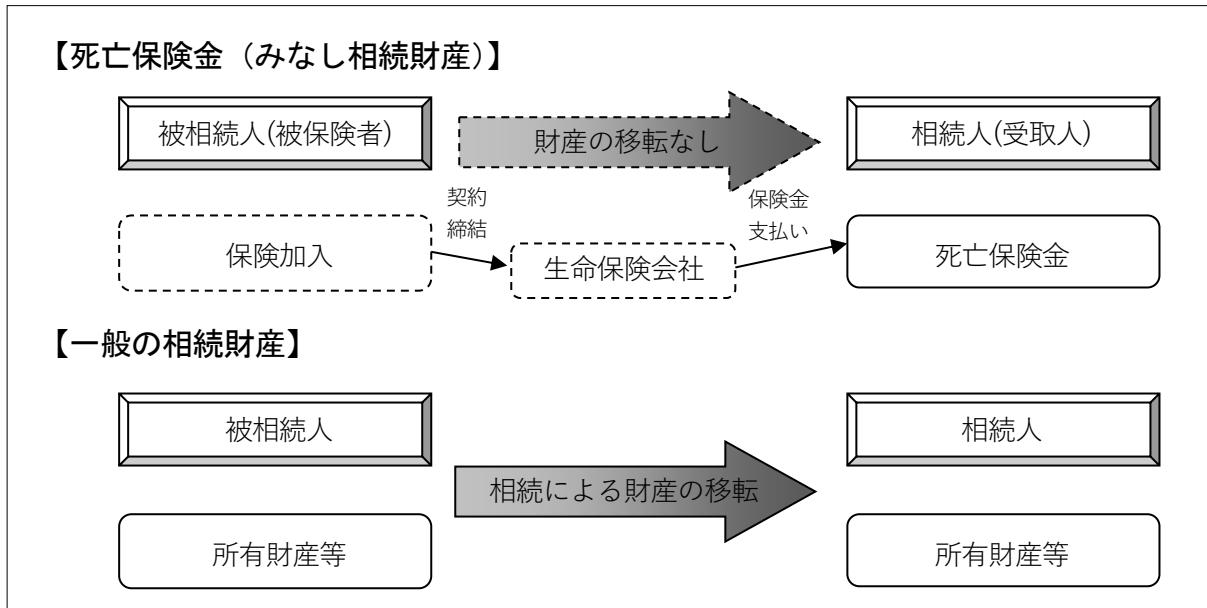
死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものであり（図表23）、相続税創設当初においては非課税として取り扱っていました。その後、死亡保険金を相続財産と「みなし」ことにより「みなし相続財産」として課税対象に取り込むこととされましたが、現在では、全ての法定相続人について1人あたり500万円を非課税とすることとされています。死亡保険金は通常の相続財産とは異なり、多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものです。このような「相互扶助」の原理に基づき遺族の生活安定のために支払われるという性格が考慮された結果、死亡保険金に対しては相続税の非課税枠が設けられています。

(図表2 2) 東日本大震災に係る死亡保険金の支払件数・金額(平成25年3月末時点)

支払件数	支払金額 (死亡保険金)	うち災害死亡保険金額
21,027 件	1,599 億円	504 億円

(生命保険協会ホームページ)

(図表2 3) 死亡保険金と通常の相続財産との相違点

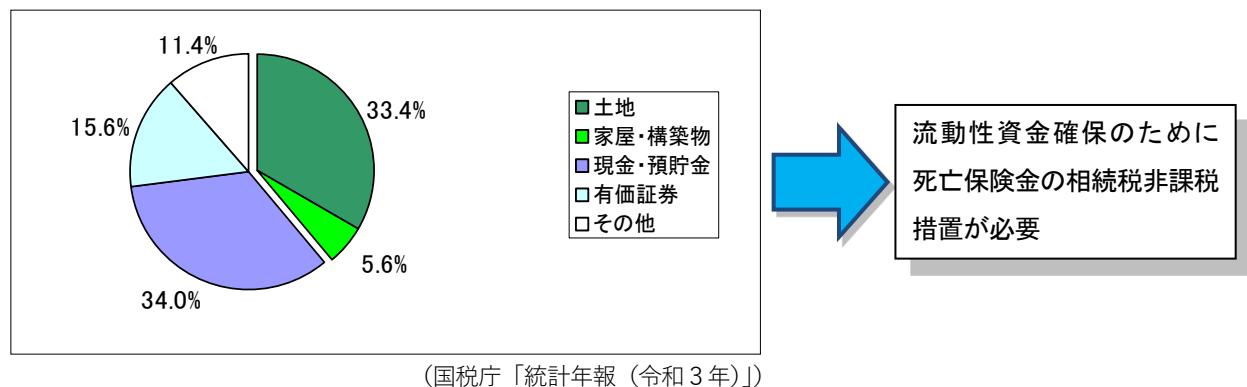


相続財産の大半（約4割）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められています（図表24）。これらの資産は残された家族が継続して居住の用に供する等、遺族の生活基盤となる財産であって、実際に生活資金の柱となるのは、「遺族年金」や「現預金」、「死亡保険金」等となります。しかしながら、例えば、会社員の世帯主を亡くされた配偶者と未成年の子1人ないし2人の母子遺族世帯の場合、「遺族年金」は月十数万円程度であり、必要な生活資金は月30万円程度（総務省「家計調査（令和3年）」における母子世帯の平均実支出は28万1,840円）であることから、生活費を賄うことができず、相続財産を切り崩して生活資金を確保していると考えられます。

また、生命保険文化センターの調査によれば、30代から40代の世帯主が加入している普通死亡保険金額は2,000万円前後となっていますが（図表25）、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができる、最低限必要な遺族の生活資金相当額と考えられます。しかしながら、母と未成年の子1人の母子遺族世帯を想定した場合、現行の非課税限度額は1,000万円にしかなりません。また、配偶者と未成年の子2人を想定した場合でも、現行の非課税限度額は1,500万円にしかならず、いずれのケースも非課税措置として十分な状況にあるとは言えないと考えます。

よって、遺族の生活資金にまで課税の対象とされることのないよう、配偶者および未成年の被扶養法定相続人に対して、現行の非課税限度額にそれぞれ500万円を加算することを要望します。

(図表24)相続財産の種類別財産価額の構成比



(図表25)世帯主の平均普通死亡保険金額

	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
普通死亡保険金額(平均)	1,793万円	1,945万円	1,964万円	2,040万円

（生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」）

### III. 資産運用関係

#### ◎不動産関連税制の総合的見直しを図ること

地域活性化や都市再生の促進に資するため、土地の有効利用や流動化の促進等に向け、税制の適正化・簡素化を図り、納税者の立場に立った課税事務のあり方も含めた、不動産関連税制の総合的見直しを要望します。

##### ①不動産取得税の廃止、登録免許税の軽減

不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。

不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。

##### ②不動産流動化に係る不動産取得税の廃止および登録免許税特例措置の恒久化

会社型投資信託やＳＰＣ等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やＳＰＣ等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やＳＰＣ等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。

また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。

##### ③特定資産の買換特例の拡充

不動産の流動化を促進するため、特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第65条の7）の第4号要件（特定事業用資産の買換え）の対象拡大および恒久化、ならびに特定事業用資産買換時の圧縮記帳における圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行は原則80%）に引き上げることを要望します。

#### **④地価税および土地重課制度の撤廃、固定資産税の引き下げ**

土地投機ならびに地価高騰の抑制を目的として創設された地価税および土地重課制度は、既にその使命を終えているものです。また、これらは不動産投資における将来の期待収益圧迫要因となっていることから、適用停止ではなく、早期撤廃を要望します。

固定資産税については、土地の収益性との比較において過大な負担となっていることから、これを適正化するために、商業地に係る負担調整措置を恒久化的措置とすることなども含め、税率や評価額について適正な水準まで引き下げるよう要望します。

#### **⑤固定資産税等の課税事務簡素化**

固定資産税の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や償却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負荷が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税の課税事務簡素化を要望します。

また、事業所税については申告を要しますが、共有部分を専用部分の面積に応じて按分する必要があることや、自治体により課税判断が異なる等により、大きな事務負荷となっているため、例えば、課税標準となる事業所床面積を専用部分のみとする等、事業所税の課税事務簡素化を要望します。

#### **⑥固定資産税の評価プロセスの透明性向上および自治体による課税事務の標準化**

賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要がありますが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスがわかる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望します。

また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多種多様となっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望します。

## IV. その他

### ◎生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること

平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。

生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。

一般事業会社における外形標準課税は、「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、法人事業税の位置付けや、外形標準課税導入の趣旨を踏まえても、生命保険業の現行の課税方式は、保険会社の事業活動の規模を適切に表すと同時に税収の安定化に寄与する適切な課税方式であり、また現行の保険業をとりまく特段の構造変化もないことから、これを見直す合理的な理由はないものと考えられます。

よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。

## ◎破綻保険会社等から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を恒久化すること、少なくとも措置期間を延長すること

保険会社の経営が破綻した場合のセーフティーネットとして、平成10年12月に保険業法に基づき保険契約者保護機構（以下、保護機構）が創設されました。その後、平成12年6月には破綻処理の迅速化・多様化を図るため、救済会社が現れない場合の対応として、保護機構の出資により設立された子会社（以下、承継保険会社）による保険契約の承継を可能とする措置や協定銀行との間で資産買取りの委託契約に関する協定を締結する措置が設けられました。

また、破綻保険会社および承継保険会社、清算保険会社からの保険契約の移転に伴い土地等を取得した承継保険会社・協定銀行に対する不動産取得税が課税されない措置が設けられていますが、協定銀行に対する非課税措置の適用期限は令和7年3月末までとなっています。しかしながら、破綻保険会社等からの協定銀行の土地等の取得は、形式的な所有権の移転であること、本非課税措置は、破綻保険会社等の保険契約の移転等を円滑に進め、保険契約者保護を図るための制度であることから、恒久的措置とすること、少なくとも措置期間を延長することを要望します。

## ◎インボイス制度に関するさらなる簡素化等の措置を講じること

2023年10月より施行された適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）については、売り手側ではインボイスとしての要件を充足した請求書の発行が必要なこと、買い手側では受領した請求書に不備がないことの確認が必要なこと等、事業者にとってインボイス制度の導入に伴う事務負荷の増加が懸念されています。

インボイス制度導入に伴う事務負荷に対し、その軽減を求める声が多くあり、令和5年度税制改正では、こうした事情を踏まえて

- ・納税額を売上税額の2割に軽減する特例措置（時限措置）
- ・少額特例（一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置）（時限措置）
- ・少額な返還インボイス（例：売手負担の振込手数料相当額等）の交付義務免除（恒久措置）

などの措置が講じられました。また、適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議、インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議が設置され、インボイス制度導入後も継続してフォローアップし、運用上の課題などを把握、共有し、必要な対応策を講じるべく、政府が課題への取組みや検討を行っているものと認識しています。

例えば、上記、少額な返還インボイスの交付義務免除措置が、保険料に係る保険会社負担の振込手数料に適用できないといった固有の事情も発生しています。こうした事情も勘案し、インボイス制度に関するさらなる簡素化等の措置を講じることを要望します。

(余白ページ)

